

公立大学法人青森県立保健大学中期目標

前文

1 理念

公立大学法人青森県立保健大学は、青森県の保健、医療及び福祉に係る諸課題の解決に向けて、「いのち」を育ててきた創造性と四季豊かな自然に恵まれた地域特性を生かした教育研究活動を進め、ヒューマンケアを実践できる人間性豊かな人材を育成するとともに、青森県立保健大学（以下「大学」という。）を地域に開かれた大学として地域社会、ひいては国際社会の発展に貢献する。

2 使命

- (1) 大学の教育理念にふさわしい学生を受け入れ、より質の高い学術を教授研究するとともに、人間性豊かでグローバルな視点を持ち、かつ、地域特性に対応できる能力を兼ね備えた保健、医療及び福祉の中核的役割を果たすことができる人材を育成する。
- (2) 保健、医療及び福祉の教育研究拠点として培った人的資源や教育研究成果を広く地域社会に還元するとともに、産学官民の連携した取組による地域貢献活動を展開し、県民の健康と生活の向上に寄与する。

3 基本姿勢

学生がヒューマンケアの学びを通して主体的に考え行動するよう、学生の人間的成長を培う教育に取り組むとともに、全学が一体となって大学の専門分野である保健、医療及び福祉の知識を生かし、地域における知の拠点として地域課題の解決に取り組む。

第1 中期目標の期間

平成26年4月1日から平成32年3月31日までの6年間

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 入学者の受入れに関する目標

ア 学士課程

アドミッションポリシー（大学の教育理念に基づく入学受入方針）のもと、入学選抜に関する情報等を積極的に発信するとともに、選抜方法の工夫を図り、大学で学ぶ目的意識を持ち、大学の専門性にふさわしい資質と能力を備えた人材を受け入れる。

イ 大学院課程

保健、医療及び福祉の各分野でのリーダーとなり得る高度専門職業人を育成するため、大学で学ぶ目的意識や学習意欲の高い人材を広く受け入れる。

また、社会情勢や入学希望者の状況を踏まえ、定員や教育の実施体制及び内容について見直しを行う。

(2) 学生の育成に関する目標

ア 学士課程

(ア) 教養教育

人間性豊かで幅広い教養とグローバルな視点を培う教育を充実させ、国際化や情報化にふさわしい自己表現ができるとともに、主体的に課題を探求し、論理的思考により課題解決ができる人材を育成する。

(イ) 健康科学部共通教育

各学科の専門性を生かしつつ4学科の連携・協調による教育を行い、チーム医療を担う人材を育成する。

(ウ) 専門教育

保健、医療及び福祉の専門職としての倫理観を身につけ、知識と臨床の総合的能力を有し、地域特性を踏まえて実践できる人材を育成する。

イ 大学院課程

(ア) 博士前期課程

保健、医療及び福祉の連携による包括的サービスの提供を担う、高度で専門的な能力及び幅広い知識並びに豊かな人間性を備えた人材を育成する。

(イ) 博士後期課程

保健、医療及び福祉の連携による包括的サービスの提供を担う、高度な学問的見識及び研究開発能力並びに豊かな人間性を備え、地域の教育研究機関等の中核となる高度な研究者を育成する。

(3) 教育内容等に関する目標

ア 教育課程の改善

学習効果を高め、教育成果の質的向上が図られるよう、教養教育、健康科学部共通教育及び専門教育に係るプログラムを効果的に編成するとともに、定期的にカリキュラムの見直しに取り組む。

イ 教育方法の改善

学習効果を高め、教育成果の質的向上が図られるよう、知識や臨床技術の確実な習得に向けた授業の充実及び教育方法の継続的な改善に取り組む。

(4) 教育の実施体制に関する目標

ア 教員の教育能力の向上

教育の質を向上させるため、教育成果を踏まえ、研修制度の充実を図りつつ、教員個々の教育力の向上を目指す。

イ 教育・学習環境の整備

人間性豊かで、専門性を備えた学生を育成するため、効果的な教育を行う環境を整備する。

また、学生の学習意欲及び教育効果をより高めるため、学生の学習環境の充実を図る。

(5) 学生への支援に関する目標

ア 学生への学生生活支援

学生生活が充実したものとなるよう、学習、健康及び生活の相談を行うほか、コミュニケーション能力及び社会人基礎力を培い、教育効果をより高めるための取組を行う。

イ 学生へのキャリア支援

高い国家試験合格率及び就職率を維持するため、学生の国家資格の取得や就職活動を支援する。

2 研究に関する目標

(1) 研究内容に関する目標

地域課題の解決に向けて、本県が取り組む実効性のある施策の立案・実施を支援するため、保健、医療及び福祉の分野における基礎研究から応用研究までの幅広い分野の研究を推進する。

(2) 研究水準及び研究成果に関する目標

ア 研究水準の向上

高度な専門教育の実施及び地域課題の解決のため、研究水準の向上を図り、優れた学術研究成果をあげる。

イ 研究成果の活用

研究によって得られた成果を大学の教育研究活動に反映させるとともに、知的財産をはじめとする研究成果を積極的に発信し、地域社会で有効活用されるよう取り組む。

(3) 研究実施体制に関する目標

保健、医療及び福祉の各分野にわたり質の高い研究を行うため、研究環境の改善や研究活動活性化のための組織的な取組の強化等、研究活動を推進する体制の充実を図る。

3 地域貢献に関する目標

(1) 地域との連携や地域貢献に関する目標

大学が有する人的資源及び教育研究成果を活用し、産学官民と連携して、地域課題の解決に取り組む。

(2) 県民への学習機会等の提供に関する目標

県民に広く学習機会を提供するとともに、社会人の学び直しや生涯学習のニーズに対応することにより、県民の健康と福祉の向上及び地域の発展に貢献する。

(3) 国際交流に関する目標

国外の教育研究機関等との連携により得られた多様な教育研究成果を地域社会に還元し、県民の健康と生活の向上を図る。

(4) 人材の輩出に関する目標

保健、医療及び福祉の向上に貢献できる人材を地域に輩出するため、県内就職の促進に向けた取組を行うとともに、県外に就職した卒業生に対し、Uターンを円滑に進めるための取組を行う。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

より効率的かつ効果的な法人運営を図るため、理事長を中心とした役員によるマネジメント体制及び教員組織と事務組織の連携を強化する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

教育研究活動の進展や地域ニーズの変化を踏まえ、より効率的かつ効果的な教育研究活動が行われるよう、教育研究組織について、継続的な見直しを行う。

3 人事の適正化に関する目標

適正かつ効率的な業務運営の推進及び教育研究の活性化を図るため、柔軟な人事制度の運用、業務内容及び専門性に応じた優秀な人材の確保に努める。

また、職員の質の向上が図られるよう、人事評価システムを軸とした人事・給与制度、研修制度等の活用により、人事の適正化を推進する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

事務の効率化・合理化を図るため、事務処理の簡素化や外部委託の活用を含めた事務組織及び業務の継続的な見直しを行う。

第4 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

(1) 教育関連収入に関する目標

入学検定料、入学料、授業料等の学生納付金及び受講料等については、社会的事情を考慮し、適正な料金を設定する。

(2) 研究関連収入に関する目標

国及び民間の研究助成制度の有効な活用や産学官民の連携強化を図ることにより、外部研究資金及び奨学寄附金を獲得する。

(3) 財産関連収入に関する目標

適正な使用料又は利用料を設定した上で、大学施設を積極的に開放することにより、収入の確保を図る。

2 経費の抑制に関する目標

職員のコスト意識の改革を図るとともに、大学運営業務全般にわたり、予算の適正かつ効率的な執行、事務事業の合理化等により運営経費の抑制に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

大学の健全な運営を確保するため、経営的視点に立ち、資産の効率的かつ効果的な管理及び活用を図る。

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

定期的に自己点検及び自己評価を行うとともに、第三者機関による外部評価を受け、その結果を公表し、教育研究活動や業務運営の改善を図る。

2 情報公開及び広報の推進に関する目標

(1) 情報公開の推進に関する目標

公立大学法人として運営の透明性を高め、かつ、地域社会に対する説明責任を果たすため、教育研究及び組織運営の状況に関する情報を積極的に公開する。

(2) 広報の推進に関する目標

地域課題の解決に向けて、教育研究活動及び地域貢献活動の成果を広く周知するため、積極的な広報活動に取り組む。

第6 その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備、活用等に関する目標

良好な教育研究環境を整備するため、施設設備の適切な維持管理とその有効活用を図る。

2 安全管理に関する目標

大学における事故、犯罪及び災害による被害の発生を未然に防止し、安全・安心な教育、研究及び学習の環境を維持するため、安全衛生管理体制と防犯・防災対策の強化を図る。

3 人権啓発に関する目標

人権が不当に侵害され、良好な教育研究活動や職場環境が損なわれることがないように、学生及び職員に対して人権意識の向上を図る取組を行う。

4 法令遵守に関する目標

業務運営が適正に行われるよう、法令遵守を徹底する取組を行う。